一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市婦中町新町字大野九四五の一、九四六の三、九五四の一、九五四の二、字中野九五五の一
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市婦中町新町字大野九四五の二、九四五の三、九四六の二、字中野九五五の二、九五六の二
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市下折立字赤ノ川表九七八の一三二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県村上市大須戸字サルクラ山二一五二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字浦川内一五三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一五三〇の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字本田四八八九の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市木下町字奥横根五の一・五の三二・五の三三・七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百八十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社東京リーガルマインドから役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年七月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　役員の氏名の変更

変更前	反町　勝夫、松本　元、石原　潤、横山　卓司、反町　雄彦、坂本明生子、辰野　文哉、森田　道夫、庄野　功章
変更後	反町　勝夫、松本　元、石原　潤、坂本明生子、辰野　文哉、庄野　功章

二　変更する年月日　平成二十四年五月十日

○国土交通省告示第七百八十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―614号	オイルフェンス　ＫＣ―45	海和工業株式会社	岡山県岡山市南区北浦144番地
第Ｐ―615号	〃　ＫＦ―３ＢＳ	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年六月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｍ―275号	船舶発生油等焼却設備　ＢＧＷ―100Ｎ	三浦工業株式会社	愛媛県松山市堀江町７番地

○関東地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十七日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十号